

平成29年6月9日
水管理・国土保全局水政課

**「水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び
「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」を閣議決定
～洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します！～**

本年5月19日に公布された「水防法等の一部を改正する法律」の施行の日を定める政令と施行に必要な規定の整備を行う政令が、本日、閣議決定されました。
これにより、「水防法等の一部を改正する法律」は本年6月19日に施行されます。

1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号）が、本年5月19日に公布されました。

今般、この「水防法等の一部を改正する法律」の施行の日を定めるとともに、施行に必要な規定の整備を行います。

2. 概要

（1）水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

- 水防法等の一部を改正する法律の施行期日を、平成29年6月19日とする。

（2）水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

- 浸水被害軽減地区内での土地の形状を変更する行為のうち事前の届出を要しない行為として、その土地の維持管理のために行う行為等を定める。
- 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度について、その対象となる施設や工事の実施の際に必要な手続等を定める。
- このほか、所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：平成29年6月14日（水）
施 行：平成29年6月19日（月）

【問い合わせ先】水管理・国土保全局水政課 小松、内山、青木
代表番号 03-5253-8111（内線：35-213、35-227）
直通番号 03-5253-8439
FAX番号 03-5253-1601

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

【平成27年9月 関東・東北豪雨】



【平成28年8月 台風10号】



大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

協議会の構成員

必須構成員

都道府県・市町村

水防管理者

河川管理者

気象台

任意構成員

近隣市町村

国土地理院

警察

消防

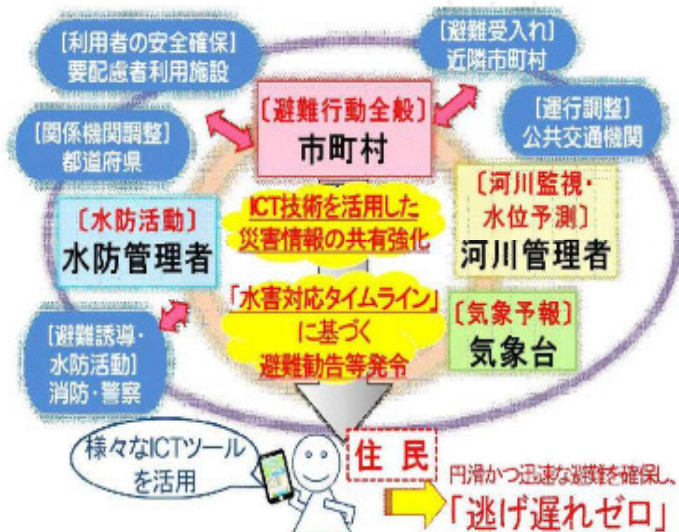
自衛隊

民間事業者

等

協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



<災害対応のスケジュール表“水害対応タイムライン”>

	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
台風発生 台風上陸 の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○台風予報 ○台風に関する記者会見 	<ul style="list-style-type: none"> 体制の早期構築 ○運行停止の可能性を早めに周知 	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難の可能性を早めに周知 	
災害発生 の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ○避難体制等の確認 ○協力機関の体制確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通サービス運行停止予告 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域避難体制の確認・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災用品の準備
台風上陸 1日前	<ul style="list-style-type: none"> ○台風に関する記者会見（特別警報発表の可能性） ○大雨・洪水等警報 ○はん濫警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○リエゾンの派遣 ○運行停止手続の確認・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域避難勧告・指示 ○広域避難者の誘導・受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域避難の開始 早期に広域避難を開始
台風上陸 12時間前	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨・暴風・高潮等特別警報 	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の監視 		<ul style="list-style-type: none"> 台風上陸前に避難を完了
台風接近	<ul style="list-style-type: none"> ○はん濫危険情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村長へ事態切迫状況の伝達 ○運行停止 ○施設保全・待避終了 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内安全確保
台風上陸 0時間前	<ul style="list-style-type: none"> ○はん濫発生情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握（道路閉鎖等） ○施設点検 ○被害状況の把握 ○運行見通しの公表 ○緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 早期復旧・再開が可能となるように運行停止 ○支援の要請 	

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

○国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

水防法・土砂災害防止法の改正

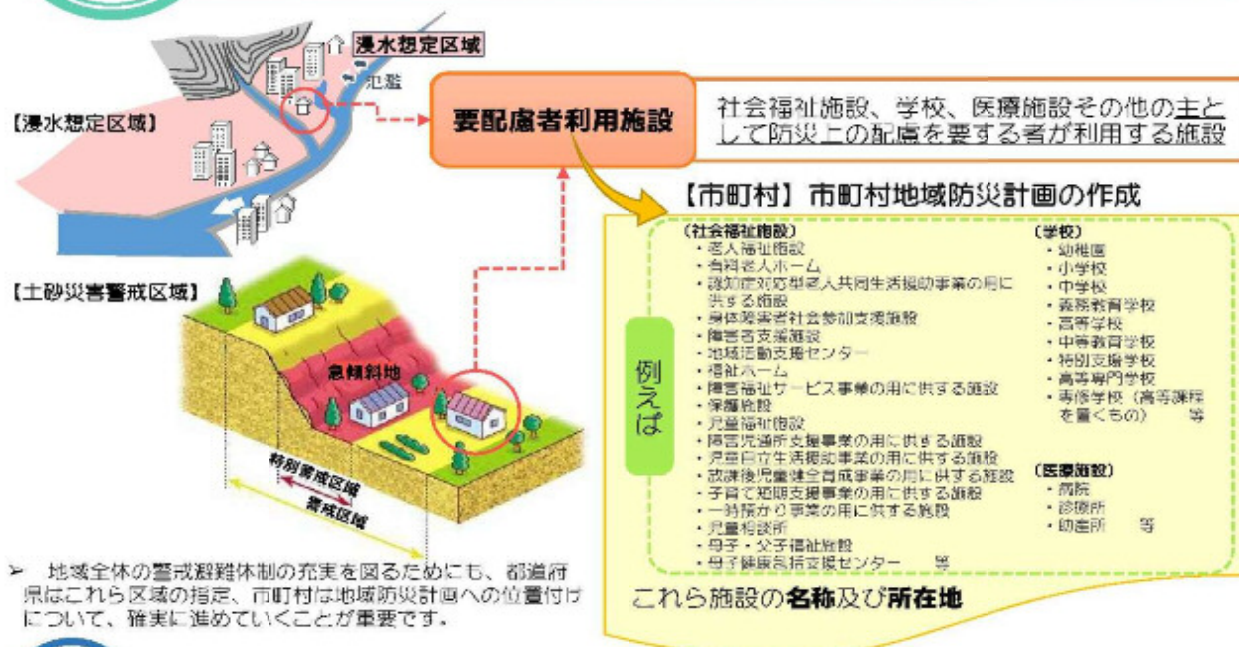
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布されました。これにより、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」「土砂災害防止法」が改正されます。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となります。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



▶ 地域全体の警戒避難体制の充実に図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページへの掲載を行います。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等**には、施設管理者等に対して、**水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る**ことが望まれます。
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局は連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

2 避難確保計画の確認

※「点検用マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、今後、国土交通省水管理・国土保全局のホームページへの掲載を行います。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 避難確保計画の報告があったときは、**市町村等は**、国土交通省作成の**点検用マニュアル**※等を参考に**その内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- **市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**指示に従わなかった場合は、その旨を公表**することができることとなっています。
 - 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には**、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。



避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です！



法改正に関する
問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局

TEL：03-5253-8111（代表）

水防法関係

河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

砂防部砂防計画課

ver5.1（H29.5.19）

浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

- 住民等の的確な避難の判断等に資するよう、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する制度を創設。

	リアルタイムの予報又は水位周知	水害リスク情報の周知	避難確保との連動
洪水予報河川 (法10条、11条) 水位周知河川 (法13条)	○	○ (シミュレーションに基づく洪水浸水想定区域の指定)	○ (浸水想定を踏まえた避難場所の設定等)
上記以外の河川のうち市町村長が必要と認める河川 (今回措置)	—	○ (浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知)	—

＜過去の浸水実績図 茨城県東海村＞



→ 「避難すべき住民等が居住する住宅や高齢者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が近傍にある河川」等を想定

市町村長による浸水実績等の把握

- 過去の浸水実績等に係る調査結果を参考にして、浸水実績等の把握に努める。
- 河川管理者は、自らが保有する過去の浸水情報や河川の状態等の情報を市町村長に提供する等、必要な援助を実施。

水害リスク情報の周知

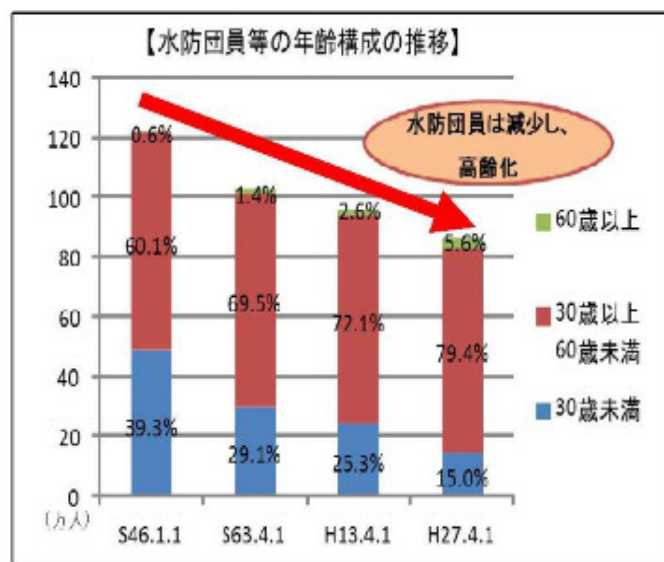
- 過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民に周知。
- 周知は、ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施。

＜電柱に表示 兵庫県新温泉町＞



民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化。



<民間活力を活用した水防活動（イメージ）>



【民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使可能。】

緊急通行(法19条)

- 水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行。

公用負担(法28条)

- 水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 輪中堤防や自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを浸水被害軽減地区として指定し、保全を図る。
- 浸水被害軽減地区の保全により、住民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。

水防管理者による指定

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

※ 指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

形状変更行為の届出

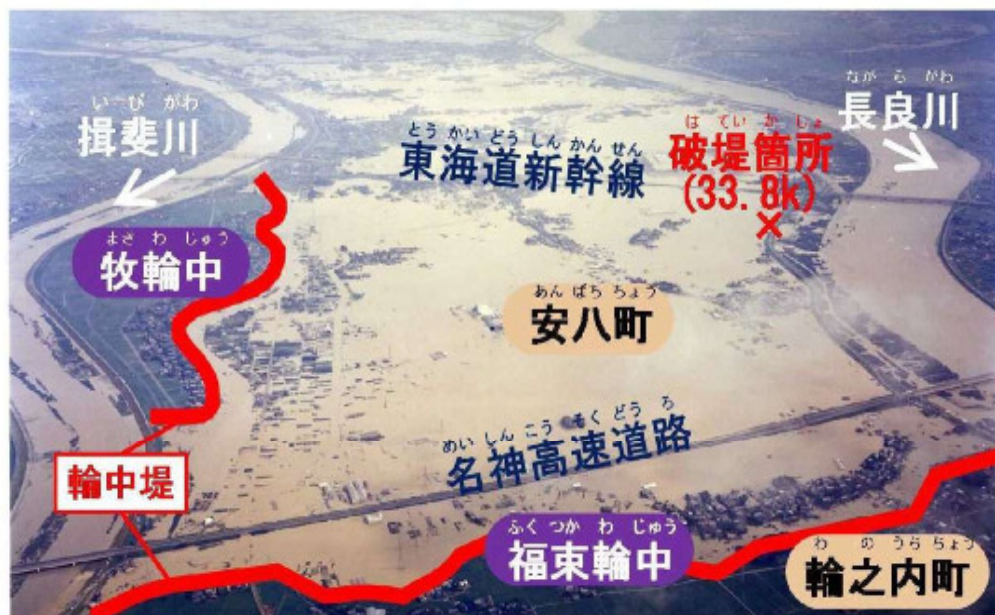
- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

※ 届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則

＜輪中堤：昭和51年9月 台風17号の際の様子＞



国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県知事等では施行が困難な高度な技術等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。
※ 水資源機構による代行はフルプラン水系内のダムに限定。
- 代行事業に要する費用負担は都道府県知事等が自らこれを実施する場合と同じ。

代行の要件

- 都道府県知事等から要請があること
- 都道府県等の工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、代行することが適当と認められること
- 当該工事が、高度の技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるものであること

<高度な改良工事の例>



鶴田ダム再開発事業（鹿児島県薩摩郡さつま町）

<高度な災害復旧の例>



平成27年9月関東・東北豪雨における災害復旧工事（宮城県大崎市）

平成29年6月19日
水防法等の一部改正

1. 大規模氾濫減災協議会制度の創設
2. 要配慮者利用施設における避難計画の作成等の義務化
3. 浸水実績を活用した水害リスク情報の周知等
4. 民間を活用した水防活動の円滑化
5. 浸水拡大を抑制する施設等の保全
6. 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上 等



平成29年6月20日
「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

平成29年6月20日

水管理・国土保全局河川計画課

「^{みずぼうさい}水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめました
 ～「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速～

国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を6月20日にとりまとめました。

<緊急行動計画とは>

- 国土交通省では、平成27年の関東・東北豪雨災害、昨年8月の台風10号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- 本年1月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申[※]を受け、国土交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- 国・県管理河川において概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

<緊急行動計画における主な取組>

- ① 水防法に基づく協議会の設置
 - ・平成30年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
 - ・平成30年出水期までに概ね5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ
- ② 水害対応タイムラインの作成促進
 - ・国管理河川は作成目標を大幅に前倒し、本年6月上旬までに作成が完了
 - ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成33年度までに作成
- ③ 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援
 - ・平成29年度中に関係機関が連携して全国3地域（岩手県、岡山県、兵庫県）のモデル施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
 - ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設で避難確保計画の作成・避難訓練の実施



協議会の状況

今後、各地域において、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指します。

※答申については、国土交通省HPを参照ください。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shoujinkai/daikibohanran/index.html

<問い合わせ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室
 課長補佐 木村 (内線: 35364)
 施策評価係長 安部 (内線: 35328)
 代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8445 FAX: 03-5253-1602

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画取組一覧(32項目)

(1)大規模氾濫減災協議会の設置

- ① 大規模氾濫減災協議会の設置

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

- ② 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)
- ③ 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)
- ④ 水害危険性の周知促進
- ⑤ ICTを活用した洪水情報の提供
- ⑥ 隣接市町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
- ⑦ 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ⑧ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ⑨ 水害ハザードマップの改良、周知、活用
- ⑩ 浸水実績等の周知
- ⑪ 防災教育の促進
- ⑫ 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
- ⑬ 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)
- ⑭ 河川防災ステーションの整備

(3)的確な水防活動のための取組

- ⑮ 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
- ⑯ 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)
- ⑰ 水防訓練の充実
- ⑱ 水防団間での連携、協力に関する検討
- ⑲ 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
- ⑳ 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)

(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ㉑ 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
- ㉒ 浸水被害軽減地区の指定

(5)河川管理施設の整備等に関する事項

- ㉓ 堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)
- ㉔ 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)
- ㉕ ダム再生の推進
- ㉖ 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
- ㉗ 河川管理の高度化の検討

(6)減災・防災に関する国の支援

- ㉘ 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援
- ㉙ 代行制度による都道府県に対する技術支援
- ㉚ 適切な土地利用の促進
- ㉛ 災害時及び災害復旧に対する支援
- ㉜ 災害情報の地方公共団体との共有体制強化

緊急行動計画を受けての追加取組課題一覧

取組課題	状況	取組番号	取組時期	取組機関					
				阿南市	小松島市	那賀町	徳島県	气象台	四国地整
(1)大規模氾濫減災協議会の設置	規約改正		H30年度出水期	○	○	○	○	○	○
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組									
①情報伝達、避難計画等に関する事項									
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	変更なし	1-(2)-⑦	H32年度	○		○	○		○
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	変更なし	1-(2)-①	H32年度	○	○	○	○	○	○
水害危険性の周知促進	取組追加	1-(1)-⑩	H33年度				○		
ICTを活用した洪水情報の提供	項目追加	1-(1)-⑧	H32年度			○			○
隣接市町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	変更なし	1-(2)-⑤	H32年度	○	○	○	○		○
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	変更なし	1-(2)-① 2-(2)-②	H33年度	○	○	○	○		○
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項									
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	変更なし	1-(1)-①	H32年度				○		○
水害ハザードマップの改良、周知、活用	変更なし	1-(1)-③	H32年度	○	○	○			
浸水実績等の周知	取組追加	1-(1)-⑪	H33年度	○	○	○	○		○
防災教育の促進	取組追加	1-(1)-⑫	H32年度	○	○	○	○		○
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項									
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	項目追加	1-(3)-③	H32年度				○		○
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	変更なし	1-(3)-② 2-(1)-⑥	H32年度						○
河川防災ステーションの整備	変更なし	2-(1)-⑨	実施済	○	○	○	○		○
(3)的確な水防活動のための取組									
①水防体制の強化に関する事項									
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	変更なし	2-(1)-②	H33年度	○		○	○		○
水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	取組追加	2-(1)-④	H33年度	○	○	○	○		
水防訓練の充実	変更なし	2-(1)-⑤	H32年度	○	○	○	○		○
水防団間での連携、協力に関する検討	項目追加	2-(1)-③	H33年度	○	○	○			
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項									
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	項目追加	2-(2)-④	HH33年度	○	○	○			
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	変更なし	2-(2)-④	H33年度	○	○	○	○		○
(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組									
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	変更なし	3-②	H33年度				○		○
浸水被害軽減地区の指定	取組追加	2-(1)-⑩	H33年度	○	○	○	○		○
(5)河川管理施設の整備等に関する事項									
堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	変更なし	1-(3)-② 2-(1)-⑥	H31年度						○
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	変更なし	1-(3)-② 2-(1)-⑥	H32年度						○
ダム再生の推進	変更なし	1-(3)-② 2-(1)-⑥	H30年度						○
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	項目追加	1-(3)-② 2-(1)-⑥	H33年度	○			○		○
河川管理の高度化の検討	取組外								
(6)減災・防災に関する国の支援									
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	取組外								
代行制度による都道府県に対する技術支援	取組外								
適切な土地利用の促進	取組外								
災害時及び災害復旧に対する支援	取組外								
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	取組外								

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1)水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進:国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
- 都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保:平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知:平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進:平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計:国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
- 都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6)減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援:防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援:平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3)的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善:平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定:浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5)河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進:「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下障害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を立案	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容等についてホームページ等で公表	



協議会の開催状況

<協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川全ての沿川市町村で避難勧告等目的の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」をとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに、要配慮者利用施設管理者向け計画作成平引きの立案 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県の実証施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場でも共有。				

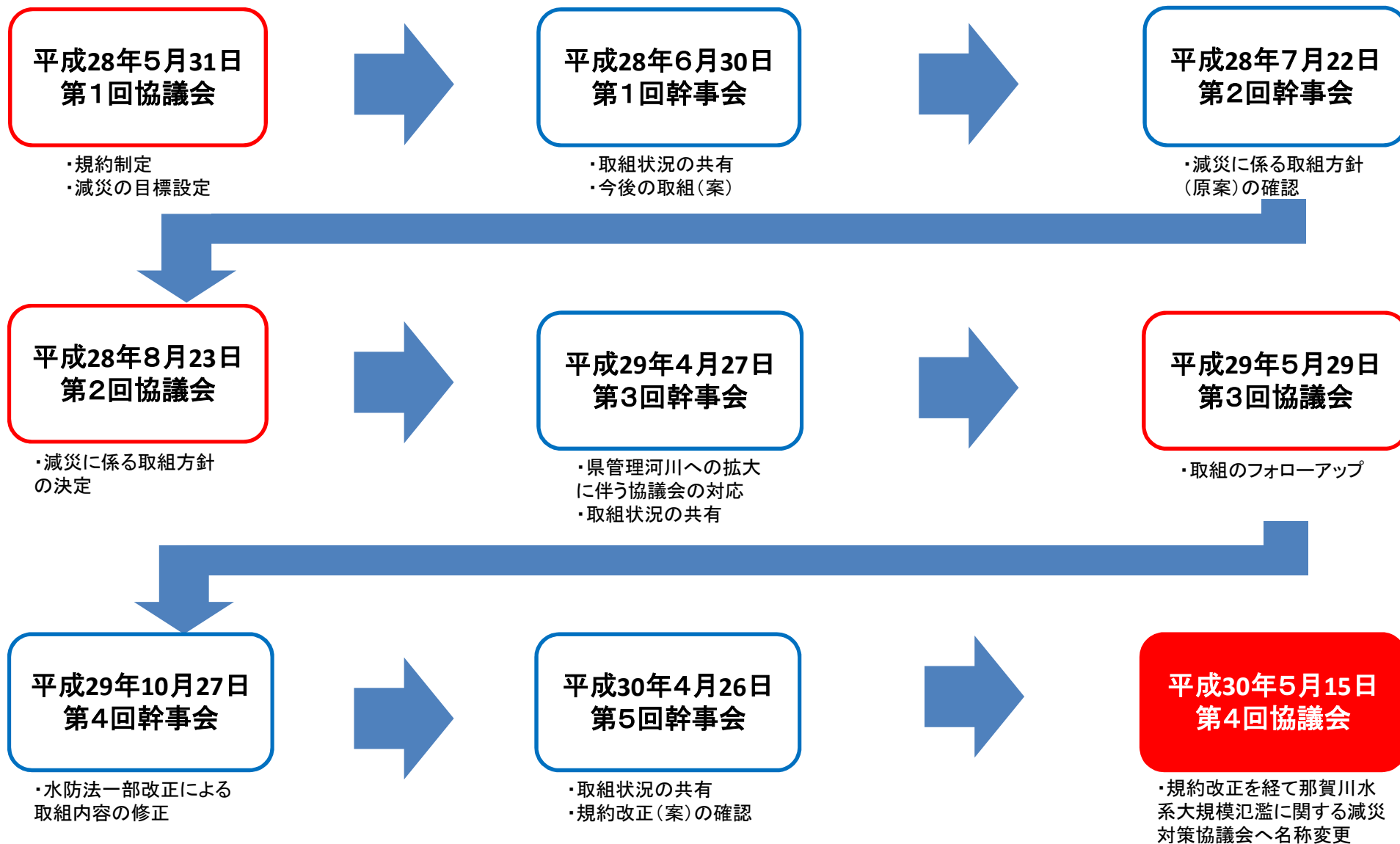
防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援				
	国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有				
					引き続き、防災教育の実施を支援

那賀川・桑野川大規模氾濫に関する減災協議会 これまでの経緯及び今後の予定

平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ



当協議会における要配慮者利用施設避難確保計画提出状況(協議会にて共有)

		阿南市	小松島	那賀町
①	避難確保の必要性がある施設	176	34	10
②	避難確保計画提出済みの施設	155	11	0
③	今後避難確保計画提出が必要な施設	21	23	10

②+③=① ③は避難確保計画を未提出の施設のことです

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設

【社会福祉施設】

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設

- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター

【学校】

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校

- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校(高等課程を置くもの)

【医療施設】

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所

等

防災教育の支援について

【小学校学習指導要領(平成29年3月)文部科学省(抜粋)】

第2節社会〔第4学年〕

【1 目標】

(1) …自然災害から地域の安全を守るための諸活動…必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。

【2 内容】

(3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導。

ア(ア) **地域の関係機関**や人々は、**自然災害**に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。

イ(ア) **過去に発生した地域の自然災害**、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。

【3内容の取扱い】

＜アの(ア)＞については、**地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害**などの中から、**過去に県内で発生したものを**選択して取り上げること。

＜アの(ア)及びイの(ア)＞の「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、**自衛隊など国の機関との関わり**を取り上げること。

＜イの(ア)＞については、**地域で起こり得る災害を想定**し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにはできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。



・第5学年では、雨の降り方と流量や流速の変化、台風の進路と降雨、自然災害等も学ぶ

特に、「過去に発生した**地域の自然災害**」について、全国一律の教科書での対応ができないため、国交省で所有してるコンテンツ(地域の災害に関する画像、データ等)の学校への提供や、出前講座等により支援を実施してきている。今後は、協議会のモデル校で指導計画作成の支援を実施していく。

- ・防災教育を通して、個人、家族、地域、日本国の防災力の向上につながる。
- ・将来、災害時のボランティア活動の充実、公務、防災・土木関係従事者の担い手の増加につながる。
- ・社会科見学での現地視察やインフラツーリズムの推進にもつながる。